

藤沢市防災会議条例の一部改正について
藤沢市防災会議条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市防災会議条例の一部を改正する条例

藤沢市防災会議条例（昭和38年藤沢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第3項第14号中「7人」を「6人」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 1人

第3条第4項中「及び第14号」を「第14号及び第15号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、災害対策基本法が改正され、市町村防災会議の所掌事務が見直され、同会議への多様な主体の参画が図られたことを受け、市町村防災会

議条例準則がその趣旨を踏まえて改正されたことに伴い，本市においても藤沢市防災会議の所掌事務を見直し，同会議への多様な主体の参画を図るため，所要の改正をする必要による。